

静岡県国民健康保険広域化等支援基金条例及び国民健康保険の財政を調整するための静岡県調整交付金の交付に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成30年3月28日

静岡県知事 川 勝 平 太

静岡県条例第8号

静岡県国民健康保険広域化等支援基金条例及び国民健康保険の財政を調整するための静岡県調整交付金の交付に関する条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 静岡県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成14年静岡県条例第56号）
- (2) 国民健康保険の財政を調整するための静岡県調整交付金の交付に関する条例（平成17年静岡県条例第80号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
（国民健康保険の財政を調整するための静岡県調整交付金の交付に関する条例の廃止に伴う経過措置）
- 2 この条例による廃止前の国民健康保険の財政を調整するための静岡県調整交付金の交付に関する条例第1条に規定する県調整交付金であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に交付されているもの又は施行日前に生じた事由に基づいて交付すべきものについては、なお従前の例による。